

● 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する道民の皆様からの質問や疑問等について

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考	
1	9月24日（火）	稚内市	FAX	Q1	2001年3月に開始された「幌延深地層研究」は、1998年10月に核燃料サイクル機構（現原子力機構）が道に申し入れた「深地層研究所（仮称）計画」によっています。その計画では研究期間は「20年程度」となっています。3者協定及び確認書はこの計画に基づき作成されました。以降、原子力機構は20年間「研究期間は20年程度」を毎年の計画書、成果報告書、パンフ等で繰り返し関係自治体、地元、道民に説明してきました。そして、研究の終了期限について、原子力機構は第3期中長期計画（2015年度～2021年度）で「平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定する。」とし、これも関係自治体、地元住民・道民に繰り返し説明してきました。 しかし、8月2日に北海道と幌延町に申し入れた「研究計画（案）」では、研究期間について「令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目的に取組みます。その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分技術の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的に工程として示します。」となっています。これは実質的な「期限なき研究の延長」です。公の機関がこのような詐欺的行為をすることは許さないことです。これまで関係自治体、地元住民・道民に説明してきた事との整合性を説明して下さい。	
				Q2	「研究計画（案）」P-3の（評価結果）に「本地下研究施設を最先端の地層処分技術を実証するプラットフォーム（共通基盤）として国内外の関係者に広く活用される事を期待します。」と書かれていますが、これはP-6の「国内外の技術動向を踏まえて、・・・」とも連動しており、当初の「深地層研究所（仮称）計画」の「研究期間20年程度」をまったく無視して、研究の「活用」の場として「期限なく使い続ける」ことを示していると考えます。その是非についてお答え下さい。	
				Q3	「研究計画（案）」P-6で「なお、研究開発を進めるにあたっては、将来的に、当初の計画の研究対象の範囲内において、国内外の関係機関の資金や人材を活用することを検討します。」と書かれていますが、ここでいう「国内外の関係機関の資金や人材」とは具体的にどこかを示して下さい。この中に原子力環境整備促進・資金管理センターからの資金が含まれるとするとNUMOの資金管理団体の資金が、原子力機構の財源となり、幌延深地層研究所はNUMOの下請け研究（応用研究）を行う機関となると思われますが、その是非についてお答え下さい。	
				Q4	「研究計画（案）」P-4、今後の進め方について①で「幌延の堆積岩において、微生物や有機物が、放射性物質の岩盤への吸着を妨げ、閉じ込め効果を低下させる可能性が確認されており、今後は・・・有機物や微生物が放射性物質を取り込んで移動する影響が限定的であることを確認するためのトレーサー試験を実施します。」と書かれています。幌延深地層研究では当初から微生物、有機物の研究が長期間続けられており、一定の結論が出されていると考えます。この研究の継続は、あえて都合の良い結果を導くためのものではありませんか。また、ここでの微生物は幌延特有のものか。それとも堆積岩なら一般的に存在するものが具体的にお答え下さい。	
				Q5	「研究計画（案）」P-4（評価結果）で「また、光ファイバーを用いたモニタリング技術や塩水環境下のグラウト材・工法に関する継続的な検討に加え、地層処分事業等において実用性のある形での知識の蓄積、技術の継承が望まれる」と書かれていますが、ここでいう「実用性のある形での知識の蓄積、技術の継承」とはどういうことを指すのか具体的にお答え下さい。	
				Q6	「研究計画（案）」P-5③で「これまでの研究開発で・・・処分場の設計・施工や安全評価とリンクした形で研究を進めることが可能となりました。」と、これまでの研究成果を書きながら、「今後は、より大型の断層における地震動や坑道掘削に伴う、割れ目における地下水の流れの変化に関して、堆積岩の緩衝能力（自己治癒能力）の作用に関する実証試験を実施します。さらには・・・」と書いています。これは、処分場の場所を決めてから行うべき研究だと思います。幌延深地層研究所で行う「基盤研究」の範囲を逸脱していると考えられます。お答え下さい。	
				Q7	「研究計画（案）」P-3の評価結果では「全体として概ね適切に研究が遂行され、当期5カ年の目標を達成できたと評価します。」と書かれています。であれば、「深地層研究所（仮称）計画」の「研究期間20年程度」で幌延での深地層研究は終了が出来るはずですが、それを守らず、「期限のない研究延長」を申し入れたことは、将来「幌延深地層研究所周辺」を「核のゴミの処分場」する計画が内部にあると考えざるを得ません。違うなら違うという明確な根拠を示して下さい。	
2	9月24日（火）	北広島市	ハガキ	新計画案では研究期間を大幅に延長、研究終了時期の明記もありません。これは私達道民との約束違反です。美しい北海道を子ども達・孫達・未来に続く人達に引きつぎたいです。		
				Q1	北海道は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の提案を受け、確認会議で協議・確認を開始しましたが、確認会議設置要綱の所掌事項を見ると、「協定第2条、第3条、第4条、第5条」のみが対象となっています。しかし、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」の第14条では「協定の履行状況を確認する」と規定されており、第15条でも「協定に定める事項」となっています。どうして、確認会議の所掌事項は、協定の一部の規定を対象としたのでしょうか？	道への質問
				Q2	北海道は、研究期間の延長(案)の提案を受け、確認会議で協議・確認を開始しましたが、なぜ、計画受け入れから今日まで、多くの疑義・問題（例、①1999年第2回道検査委員会です示された「再取り出しの研究計画はありません」との説明及び、2006年3月「幌延深地層研究計画第2段階（平成17～21年度）を対象とした工学技術の適用性検討に関する計画案」でも、「回収技術は幌延深地層研究計画での検証も実施しない」との報告に反した「搬送定置・回収技術などの実証試験」「可逆性・回収可能性調査技術高度化開発（資源エネルギー庁委託事業）」などが幌延でも実施された事案。 ②2012年10月30日付の豊富町民による豊富町での住民説明会開催要請に対し、幌延センター所長は、11月12日付け回答で個別の説明会、の対応を拒否した問題及び「幌延町における深地層研究所（仮称）計画書（平成10年10月）」に明示されている「地域の方々との意見交換などを行う」に反する行為。 ③2008年原子力機構地層処分研究開発部門長や2009年の「地下研究施設における放射性核種を使用した研究」への原子力委員長「支援」発言、また、2010年NUMOのレビュー版報告書での「幌延での今後JAEAとの共同研究の検討」記述、 ④幌延周辺自治体が核持ち込み拒否条例の制定に動き出した際、原子力機構の監督官庁である経産省がそれぞれの自治体に圧力的行為を行った問題、等々)に対し、なぜ、確認会議を開いて検証しなかったのですか。	道への質問

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				Q3 今回、原子力機構は、「令和2年度以降の幌延深層研究計画(案)」の提案にあたり、協定書第7条に基づいて、事前協議を申し出たようですが、過去の「計画変更」では手続きを行っていません。その計画変更とは、幌延深地層研究計画における共同研究の実施です。2004年、幌延町内で配布された幌延町民対象のお知らせチラシによると、同年10月1日に原環センターと原子力機構の間で共同研究契約を締結し、同年10月25日から11月7日まで幌延町内で共同で物理探査(孔内地震探査)を実施するという内容です。これについては、2007年3月の原環センタートピックスNo.81号において、「平成16年度から・・・国内フィールド試験は、北海道幌延町において原環センターと原子力機構による、地質環境調査技術の適用検討に関する共同研究の一部として実施している。」と報告されています。問題は、この共同研究について幌延深地層研究計画平成16年度事業計画には、実施予定の記述がないばかりか、同年度事業成果報告書にも実施の報告がないのです。これは明らかに協定書第8条と第7条に反する事実です。仮に急な話であったとしても協定順守を言い続けている原子力機構として、協定書第7条に基づいて「計画変更」の手続きを取るべきであったし、その手続きが取れなかった場合でも、翌年の平成17年度事業計画に予定すればいいだけの話です。当然、この共同研究に係る確認会議は開かれた形跡がありません。一体チェック機能はどうなっているのでしょうか。	道への質問
				Q4 2014年9月5日の第20回地層処分研究開発・評価委員会で示された『「地層処分技術に関する研究開発」に係る「中間評価」の暫定評価に基づく見解について』の<本委員会としての見解>の中で、「深地層の研究施設は、人材養成のためのフィールドとしても活用されている。・・・ことに加え、国際協力として参画しているIAEA国際地下研究施設ネットワーク(URFnetwork)の活動の一環として・・・深地層の研究施設を活用したIAEAトレーニングコースが幌延、瑞浪・・・それぞれIAEAとの共催で開催されている。」とあります。また、2018年3月の地層処分研究開発調整会議の地層処分研究開発に関する全体計画(案)の中の「若手技術者の現場経験を積む機会の創設」において「NUMOは国内外の関係機関との共同研究等において、若手技術者を長期的に現場へ派遣するとともに、IAEA等の国際機関が主催する研究現場でのトレーニングコースへ参加してきている。」と報告されていることから、幌延でのIAEAトレーニングコースに、NUMOが参加した場合、協定書第3条の最終処分を行う実施主体への貸与(間接的であるが)に当たると思われます。事実確認が必要ではないですか。	道への質問
				Q5 原子力機構は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第7条の規定(計画の内容を変更する場合には、事前に協議する)に基づき提出し協議を申し入れ、9月10日に第1回確認会議が開催されました。しかし、この協議開始前の8月27日に、原子力機構は地域住民説明会を強行し、さらに同月29日には札幌市でも説明会を実施しています。この行為自体、「幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書」の7.(2)にある「サイクル機構(現在、原子力機構)は、計画の変更内容について協議が整った場合には、速やかに公表する」確認を完全に無視した既成事実ではないですか。協議が整うどころか開始もしていない段階で、地域住民や札幌市民(道民)に説明した問題について、確認会議で問題にすべきではないですか。	
				Q6 1998年に幌延深地層研究所(仮称)計画(平成10年10月)が申し入れられた際、北海道は道庁幹部職員らを委員として検討委員会を設置し、検証作業を行っています。現在、この検討委員会に委員として参加していた職員は道庁に在籍しておりますか。幌延深地層研究計画の経過やこれまでのやり取りを知っている人が確認会議のメンバーになっているのでしょうか。	道への質問
				Q7 原子力機構は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第7条の規定(計画の内容を変更する場合には、事前に協議する)に基づき提出し協議を申し入れ、9月10日に第1回確認会議が開催されました。しかし、この協議開始前の8月27日に、原子力機構は地域住民説明会を強行し、さらに同月29日には札幌市でも説明会を実施しています。この行為自体、「幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書」の7.(2)にある「サイクル機構(現在、原子力機構)は、計画の変更内容について協議が整った場合には、速やかに公表する」とした協定規定を完全に無視した行為ではないですか。協議が整うどころか開始もしていない段階で、地域住民や札幌市民(道民)に説明した行為について、研究の延長を既成事実化する行為ではないですか。	
				Q8 動燃(原子力機構)は、1984年からの幌延町への貯蔵工学センター計画(高レベル・低レベルのそれぞれの放射性廃棄物の貯蔵と深地層試験場などを含む)において、「地元理解と協力なしには調査といえども実施しない」「事前調査も知事の理解が前提」と国会答弁を繰り返しながら、翌年11月23日事前連絡なしに立地調査を強行。計画内容をころころ変えたばかりか、低レベル廃棄物の中にTRU廃棄物が多く含まれていること、最終処分地の有無についてあいまいな答弁を繰り返して、「研究と処分はセット」を内部で検討していたこと等々、北海道の意思をことごとく無視し不誠実な姿勢を取り続けた経緯があります。1998年、核燃料サイクル開発機構(原子力機構)は、幌延深地層研究計画の再申入れの際に、「動燃改革の趣旨を踏まえ・・・職員の意識改革の徹底を図る等の措置を講じ道民の信頼回復に全力を挙げて参る所存」と明記しています。しかし、原子力機構は、1998年以降、約20年間にわたり、幌延周辺住民や道民に説明してきた深地層の研究期間「20年程度」を、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」で、ばっさり切り捨てました。原子力機構の何を信用できるのでしょうか。	
				Q9 幌延町における深地層研究計画の研究期間は、「幌延町における深地層研究所(仮称)計画書(平成10年10月)」で明らかとなり、「全体として20年程度」と、原子力機構自らが決定し、北海道と幌延町そして道民に説明されたものです。自ら20年程度で地層処分技術の実証などができると計画したのではないですか。これまでの道民への説明は嘘・偽りだったのではないですか。	
				Q10 幌延深地層研究センターは、自ら研究期間を「20年程度」とし、この期間で研究が可能と説明しておきながら、自らの都合なのか、国や原子力機構外部評価委員会、NUMOや地層処分研究開発調整会議などの都合なのかわかりませんが、「前言撤回・研究延長」の責任を、協定第7条を逆手にとって、北海道と幌延町に責任転嫁しようとしているのではないですか。しかし、責任は原子力機構にあることは言うまでもなく、前言撤回の責任をどうお取りになるのですか。	
				Q11 1999年第2回道検討委員会で「再取り出しの研究計画はありません」と説明し、2006年3月「幌延深地層研究計画第2段階(平成17~21年度)を対象とした工学技術の適用性検討に関する計画案」でも、『「回収技術」は幌延深地層研究計画での検証も実施しない』と報告・公表しています。しかし、：「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)(説明資料)には、操業・回収技術等の技術オプションの実証が記載されていますが、これはこれまでの約束に反するのではないですか。	
				Q12 幌延深地層研究センター(原子力機構)は、本年7月12日の地域住民説明会においても、研究期間「20年程度」と明記した平成30年度調査研究成果報告書を配布しました。ところが、そのわずか3週間後の8月2日には、研究の終了期日も埋め戻しの期日もない「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を北海道と幌延町に提出し、同月下旬には地域住民や道民を対象にした説明会を強行した行為自体、研究延長に向けた既成事実化ではないですか。この説明会実施に道が異議を唱えなかったことも驚きでしたが、1998年、原子力委員会・処分懇談会が「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」で「科学的な研究施設といえども地域住民に不安や懸念を惹きおこした状況では施設の速設や研究の推進は困難」との指摘を、原子力機構が無視したことに驚きます。これまでの説明を一方的に覆す「組織とその施設、そして計画案」を道内に居座り続けさせることは、将来、幌延及び周辺地域・道内に最終処分場が押し付けられるのではと、大変不安です。	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				Q13 1998年の幌延深地層研究計画申し入れにあたり、「深地層の研究計画は、処分場計画と明確に区別して進める」ことが、旧科技厅と原子力機構より強調されましたが、一体、なにが明確に区別されたのでしょうか。国立行政法人審議会・日本原子力研究開発機構部会は、業務実績評価等を除き原則公開で開催され、議事録及び配布資料も公開されていると最終処分関係行政機関等の活動状況に関する評価報告書に記述されています。その「平成29年度における業務の実績に関する評価」の「研究開発の進捗状況の確認と情報公開」に関する原子力機構の業務実績・自己評価において、「NUMOが主催する一般の方々を対象とした(2つの深地層の研究施設)見学会に協力した。・・・幌延深地層研究センターでは平成29年度7,891人・・・うち入坑者数1,460人・・・を受け入れた。」と記述されています。当然、処分事業計画に沿って見学会が行われている以上、原子力機構が処分事業に協力していることは明らかです。研究が長期化すればするほど、処分事業と深地層研究計画が一体化していくことははっきりしています。深地層研究計画と処分場計画の一体何が明確に区別されたのですか。	
				Q14 最終処分関係行政機関等の活動状況に関する評価報告書には「NUMOのニーズ等を踏まえて策定された全体計画【研究開発マップ】(平成25～29年度)を前提として、資源エネルギー庁事業の受託(4件)、NUMOや他の研究開発機関等との共同研究(52件:・・・NUMO2件:重複あり)を積極的に進め」との記述が確認されました。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」は、NUMOのニーズを踏まえて策定した計画案ですか。	
				Q15 「深地層の研究計画は、処分場計画と明確に区別して進める」という方針に対し、当時、原子力委員会・放射性廃棄物対策専門部会部会長や委員から、「地下研究施設は、将来処分立地選定と処分技術の確立に有効に機能するためには少なくとも処分候補地層につくらなければならない必要がある。」(1990年6月原案協定より116号)、「地下研究施設が将来、処分場にならないとしても、施設に近い同じ地層の地域はどうかとの問題が残る」(エネルギーフォーラム7月号)、「将来的に研究にメドがついたあと地元の意向が変われば、話は変わるかも知れない」(1992年10月22日原子力産業新聞)との発言が相次ぎました。近年でも、研究終了後の幌延地下研究施設の埋め戻しに「もったいない」と発言した原子力機構理事は、2014年5月9日の第14回原子力委員会臨時会議において「我々研究機関としても地層処分の立地を受け入れていただける自治体に対して・・・科学技術面で我が国あるいは世界を引っ張る自治体になっているといううな・・・地元のプライドというところを示すことが非常に重要・・・研究機関を地元と併設しながらの地層処分を行うという・・・そうしたことに對して我々の貢献というのがあるかなと考えています」「海外のいろいろな成功例を見ますと原子力の研究開発、あるいは重要性にご理解のある地元で成功する例が非常に多いとあります。全く原子力とは無関係なところを候補地に持っていた場合、その地域の受け入れには、それを納得していただく、あるいは了解していただくまでに、かなりのプロセスが必要であるというのも事実としてあります。」と説明していることから、計画の長期化は、研究機関(原子力機構と地下研究施設)を居座り続けることで、幌延及び周辺地域・道内に最終処分場の受け入れ条件をつくらうとするものではないですか。	
				Q16 幌延深地層センターは、2014年8月6日に開催した幌延深地層研究計画・平成25年度調査研究成果報告会における質疑応答の中で、「三者協定には20年で研究を止めるとは書いていない。」と、豪語しました。しかし、協定書前文には、深地層の研究を計画に沿って推進するために協定を締結すると規定され、その協定書に係る確認書の1)において、計画とは「幌延町における深地層研究所(仮称)計画書(平成10年10月)」を指す、と確認されています。要するに、「幌延町における深地層研究所(仮称)計画書(平成10年10月)」が基本であり、その計画書に「全体として20年程度」と原子力機構自ら記述している以上、「三者協定には20年で研究を止めるとは書いていない」という幌延深地層センター答弁自体、協定者軽視と言わざるを得ません。協定書に研究期間が記述されていないのだから、これまでの研究期間「20年程度」という説明・約束は守らなくていいのだという姿勢こそ問題です。	
				Q17 幌延深地層センターの「三者協定には20年で研究を止めるとは書いてない」という発言からすれば、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に、研究終了時期も埋め戻し時期も記述がない以上、研究期間は無期限であり、やめる気はありませんと読めるのですが。	
				Q18 幌延深地層研究の地下研究施設を、延長化することは、地下工事での労災、地下坑道の火災事故、ガス・地下水の突出事故などの危険性も延長することとなります。原子力機構は命に対し責任が取れるのですか。今後、最悪の事態は避けられるのでしょうか。後悔する前に、当初計画どおり「20年程度」で終了すべきではないですか。	
3	9月27日(金)	稚内市	FAX	Q19 幌延深地層研究計画における地下500m地下研究施設の完成は、2002年12月に実施された地域住民説明会では、平成22年度(2010年)と説明されましたが、2005年の地下施設・第一期建設工事の開始の際に、平成26年度(2014年)と公表され、年々完成時期が遅延するという状況でした。2010年3月1日の原子力機構外部評価委員会・地層処分研究開発評価委員会による『「地層処分技術に関する研究開発」に係る中間評価結果』において、現中期計画における深地層の研究施設計画の数値目標(幌延町:地下300m程度)について、数値目標自体の達成は困難、「数値目標の未達成という結果をどのように説明するかは重要なこと」と答申されていました。しかし、これまで幌延深地層研究センターは、地下研究施設の建設状況について「ほぼ順調」と説明してきました。でも、誰が見ても明らかのように計画開始から20年が経過した今日、地下350m(水平調査坑道)までしか完成していません。本当に地下研究施設の建設工事に遅延はなかったのです。何より、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)(説明資料)」のどこを見て、地下500m水平坑道の建設計画も、そこでの研究開発項目も見当たりません。地下500m水平坑道の建設の有無をはっきりできるのですか。全てあいまいな対応のままなのではないですか。今回の提案以降、時間が経過すれば、また地層処分研究開発調整会議などの議論により、さらなる計画が出てくる可能性が危惧されます。	
				Q20 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」には、研究終了時期も埋め戻し時期も記述がありません。にも拘わらず、道が示した『「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に関する道民の意見からのご質問等の募集について』の中に、「第1回確認会議における原子力機構の説明として「9年間」が記述されていますが、原子力機構の口頭説明では、これまでも時間経過とともに変化してきてきましたので信用できません。なぜ、原子力機構は、令和2年度以降の幌延深地層計画(案)に、「9年間」を明示しなかったのですか。原子力機構が説明した「9年間」の根拠を明らかにされたい。また、決定事項なのか否かも明らかにされたい。	
				Q21 第1回認会議において原子力機構が説明した「9年間」について、北海道は、『「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に関する道民の皆様からのご質問等の募集について』に記述していますが、根拠すらない口頭説明に責任が持てるのでしょうか。計画案には、研究終了時期も埋め戻し時期も記述がなく、「9年間」を期限とする記述もありません。原子力機構は、なぜ、文字ではなく口頭で「9年間」を説明したのですか。提案されたかのような印象を道民に与えるためですか。	
				Q22 幌延深地層研究センター・深地層研究グループ(当時、核燃サイクル機構)は、平成16年3月と平成17年9月にとりまとめた「幌延深地層研究計画第2、第3段階における全体研究計画案」(公表資料)の中で、『なお、幌延深地層研究計画終了後2年程度で、研究施設の埋め戻しと原状回復を行う予定』と明記、また、原子力機構地層処分研究開発部門ニアフィールドグループは、2006年3月の「幌延深地層研究計画第2段階(平成17～21年度)を対象とした工学技術の適用性検討に関する計画案」において、研究終了年度を「平成31年度」とした上で、「平成32年度、33年度」に埋め戻す案を取りまとめています。2017年3月の「幌延深地層研究計画における坑道掘削(地下施設建設)時の調査研究段階(第2段階:深度350mまで)研究成果報告書」においても、幌延深地層研究所計画のスケジュールは「H12年～H33年(年度)」とまとめてきました。既に、研究期間も埋め戻し期間も計画案として検討・公表してきたことから、研究期間「20年」で終了することは可能であり、実行すべきです。	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
Q23				幌延深地層研究センターは、2005年に地域住民及び道・幌延町に対し「幌延深地層研究計画坑道掘削（地下施設建設）時の調査研究段階（第2段階）計画書で、「平成31年度」に第3段階終了というスケジュールを提示・説明しました。2010年8月4日の「平成21年度調査研究成果報告及び地下施設での調査研究段階（第3段階）計画その1」の地域住民説明会においても、「基本計画には約20年となっており、これが変わることはない」と質疑応答に答えています。公の場で約束をなぜ、守らないのですか。	
Q24				幌延深地層研究センター所長は、2012年と2013年に、研究期間約20年について、「程度といえば2、3年のこと」「21、22年なら「約20年」の範囲内ではないか」との見解を示してきました。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」は、これまでの説明や答弁そのものを覆しています。原子力機構が、研究期間について今後変更しないという保証はどこにあるのですか。	
Q25				原子力機構（旧動燃）は、1988年より釜石鉱山において開始された原位置試験は、1997年に終了しています。また、岐阜県瑞浪超深地層研究所においても、閉鎖が決定された状況の中、なぜ、幌延だけが約束が守られず研究延長が提案されたのですか。処分事業の監督官庁である資源エネルギー庁などの意向が裏で動いているのでしょうか。いまなお「幌延ありき」で物事を進められようとしていることに疑問と不安がぬぐえませんか。	
Q26				原子力機構は、1998年のやり取りを知っている当時の道検討委員会委員の皆さんが、道庁を退職などで在籍していない時期を見計らって、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を提案をしたのではないですか。悪質極まりない行為と見えてしまいます。	
Q27				幌延深地層研究センターが本年8月2日、北海道に示した「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）（説明資料）」における「今後の進め方について」に、「前半の取り組み：必須の課題のうち、継続的な課題への対応に3～5年程度を想定」「後半の取り組み：必須の課題のうち、継続的な課題の成果を踏まえて体系化して取り組む課題で5年程度を想定」と記述していますが、協定書の基本となる「幌延町における深地層研究所（仮称）計画書（平成10年10月）」における「全体として20年程度」を遵守しないのに、どうして、今回の説明資料における「3～5年程度」を信用できますか。	
Q28				幌延深地層研究センターが本年8月2日、北海道に示した「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）（説明資料）」において、「最終処分場に定置した廃棄物を、一定期間、回収可能な状態に維持し、その間、最終処分に関する意思決定を見直すことを可能とする考え方のこと」として「可逆性・回収可能性」が用語解説されています。この考え方は、フランスにおける1991年の放射性廃棄物管理研究法において「処分方策の1つとして、地層処分は最終的には閉鎖されることを前提とするが、閉鎖前までの間、科学技術の進歩への対応、問題発生時、将来世代の権利も考慮に入れ、閉鎖の判断まで、再取り出し可能にするよう、可逆性という概念を採用」したことを受けて議論されたものと認識していますが、幌延深地層研究計画では、回収技術も再取り出しも行わない約束だったはずではないですか。また、研究期間の延長は、フランス同様、研究地から処分地にするためのものではないですか。	
Q29				原子力機構の外部評価委員会である地層処分研究開発・評価委員会がとりまとめた『研究開発課題「地層処分技術に関する研究開発」中間評価報告書（平成31年3月6日）』の評価項目：研究資金・人材等の研究開発資源の再分配の妥当性、第3期中長期計画期間中の研究開発における研究開発成果評価結果（中間評価）』として、「研究資金については、運営費交付金のほとんどが地下研究施設の維持管理費に使われ、研究開発は資源エネルギー庁委託事業等の外部からの研究資金に頼らざるを得ず、研究開発内容も地層処分研究開発調整会議で設定されたものに限定されざるを得なかった。」と記述されています。幌延深地層研究計画を申し入れた原子力機構は、現状では自らの予算で研究開発をほとんど行っていないと言えます。今後、原子力機構が「研究延長・地下500m水平坑道の建設」をするのは、暴挙でしかありません。	
Q30				原子力機構の外部評価委員会である地層処分研究開発・評価委員会がとりまとめた『研究開発課題「地層処分技術に関する研究開発」中間評価報告書（平成31年3月6日）』の評価項目：研究資金・人材等の研究開発資源の再分配の妥当性、第3期中長期計画期間中の研究開発における研究開発成果評価結果（中間評価）』で明らかとなり、原子力機構の資金は地下研究施設の維持管理に使われ、研究開発は、処分実施主体NUMO及び処分事業の監督官庁である資源エネルギー庁の資金で賄われていることから、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」における研究開発項目も、資源エネルギー庁やNUMOの意向により、計画されたものではありませんか。併せて、原子力機構の研究開発資金で調査研究ができていない状況下で、原子力機構に権限があるのでしょうか。	
Q31				原子力機構外部評価委員会の2014年3月27日、第18回地層処分研究開発・評価委員会で配布された原子力機構地層処分研究開発部門の資料において、「機構改革に伴う成果取りまとめ 今後の研究計画一前提概要と今後のスケジュール」の中の深地層の研究施設計画（章構成案）で、「5. 必須の研究課題以降の計画の考え方*埋戻し段階以降の計画について」「6. URLの跡利用方策」との記述が確認できました。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に、研究課題については・・・第3期及び第4期中長期目標期間を別途に取り組みと記述されていることから、章構成案にある5.と6.をわかりやすく示されたい。	
Q32				「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」において「研究開発を進めるにあたっては、将来的に、当初の計画の研究対象の範囲内において、国内外の関係機関の資金や人材を活用することを検討します」と記述していますが、当初計画の範囲内というのなら、20年程度の研究期間を守るべきです。地層処分の研究開発は、NUMOも含めオールジャパンで進められており、原子力機構職員が、NUMOに移籍してきています。今後、深地層の研究にNUMOの資金やNUMO職員の活用が進められると受け止めてよいですか。	
Q33				「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」において、「幌延深地層研究センターでは、これまでどおり、北海道および幌延町との協定を順守する・・・」と記述していますが、20年間にわたり道民に説明してきた「研究期間20年程度」を一方向的に破棄し変更を持ち出す原子力機構が、今後、約束を守るとは到底思えません。貯蔵工学センター計画当時から今日まで、「動燃」そのままではないですか。	
Q34				地層処分基盤研究開発調整会議は、2010年3月の高レベル放射性廃棄物及びTRU 廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画において、研究開発の進め方に関する提言への対応として、「平成18年度版の全体計画に示された、調整会議における国の基盤研究開発、NUMOの技術開発、並びに安全規制関連研究の位置づけや役割分担等の見直しを求めるものではないものの、これらの間でのより綿密な連携とNUMOのリーダーシップの発揮が可能となるような具体的対策を明らかにすることを求めるものである。このため従来、オブザーバーとして調整会議に参加していたNUMOをメンバーとし、より積極的に国の基盤研究開発の進め方や具体的内容の決定に関与することができるよう体制の変更を行っている。」と記述されています。原子力機構外部評価委員会による第3期中長期計画期間中の研究開発における研究開発成果評価結果（中間評価）で明らかになように、幌延深地層研究計画の研究開発内容は、現状、地層処分研究開発調整会議で設定されたものに限定されざるを得なく、その地層処分研究開発調整会議ではNUMOがその研究開発の進め方や具体的内容を決定していることから、現状、幌延深地層研究計画は、原子力機構に権限がなくNUMOや資源エネルギー庁にあるのではないですか。	
Q35				「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の中に、地下施設の埋戻しは、地層処分の技術基盤の整備完了の確認を前提としています。地層処分の技術基盤整備は、いつ完了するのですか。	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				<p>原子力機構は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の中に、地下施設の埋め戻しは、地層処分の技術基盤の整備完了の確認を前提となっています。このことは、以下の報告書などから処分事業が終了するまで地下研究施設を存続しようとするものではと疑念がぬぐえません。2004年3月核燃料サイクル機構東海事業所が示した「放射性廃棄物処分プログラムにおける地下研究施設の役割—OECB/NEA2001レポート(翻訳資料)には「URLは将来処分場の操業中、閉鎖後にも重要な役割を担う。URLはまた、処分場内では実際の廃棄物処分と並行して模擬処分場として用いられることがある。処分場の操業中、そしてそれ以降も、廃棄物キャニスター、埋め戻し材、そしてその他の人工バリアの性能はいろいろな手段で、中には立ち入ったもので実処分場では出来ないあるいは望ましくないものもURLで確認することができる。」との結論が記述されています。2014年6月18日、原子力機構の深地層の研究施設計画に係る第2期中計画期間中の成果と今後の計画に関する国際レビューワークショップにおける、主なレビュー結果として「日本の地層処分計画では・・・瑞浪・幌延の両URL計画を維持することは、これまでも地層処分の実現に大きく貢献しており、また、将来においてもその重要性は変わらないということができ、国の貴重な資産として認識すべき」であり、「研究開発実証試験は処分場の地下調査施設において実施すべきではない。よってジェネリックな両URLは、重要な役割を担い続ける」と報告されています。併せて、同年6月30日の原子力機構地層処分研究開発部門・地層処分研究開発・評価委員会(第19回)において、委員から「国際ワークショップの最終的な取りまとめのひとつとして、「(日本の特取を踏まえて)処分場サイトが明らかになってきてよりリスクマネジメント的な観点からジェネリックな地下研究施設を運用し続けることは意義がある。」としている。」とのコメントがあり、原子力機構は「頂いたコメントへの対応を検討していきたい。」と回答しています。また、同年9月19日の原子力機構地層処分研究開発部門・地層処分研究開発・評価委員会による『「地層処分技術に関する研究開発」に係る「中間評価」の暫定評価に基づく見解について』の中で「・・・とくに事業主体(NUMO)が研究施設を所有していない現状において、・・・今後も2つの深地層の研究施設計画を継続し、より一層わが国の地層処分計画の支援に活用していくべきである」との見解が示され、平成31年3月6日、地層処分研究開発評価委員会の研究開発「地層処分技術に関する研究開発」中間評価報告書においても、「今後の地下下の取り扱いにより処分事業開始のめどこの立つ前にこのような研究と検討の場が失われることについて懸念を感じる。文科省への働きかけを続けられたい。」と、深地層研究計画の存続が求められ、同年10月の処分実施主体・原子力発電環境整備機構NUMOも、「地下調査施設の設置概念および調査計画立案に係る考え方」を公表し「・・・本報告書では NUMOが精密調査段階後半で建設を計画している地下施設については、UIFと呼び、それ以外の地下施設については・・・URLを使用する。・・・よって、日本の処分施設建設地選定プロセスを鑑みると、UIFの建設前にジェネリックURLで十分に技術開発や調査・試験手法の検討を行っておく必要がある。この観点から、日本の地質環境を幅広く視野に入れた2つのジェネリックURL(結晶質岩に対する瑞浪 URL、堆積岩に対する幌延URL)における研究開発は、処分施設建設地選定プロセスの進展に対応できるよう適切に維持しておくことが重要である。」と取りまとめていることなどから、幌延の深地層研究計画・地下研究施設は、処分事業が終了するまで存続するということが最優先課題となっています。今回の提案は、処分事業が完了するまで深地層研究計画を受け入れるということですか。</p>	
				<p>2014年頃から、地層処分の研究開発を目的とした地下研究施設(ジェネリック)は、最終処分場が建設された段階でも処分事業を支えるために維持・存続することが議論され、これが方針化されているようですが、幌延深地層研究施設(地下研究施設)は、最終処分場における精密調査段階での地下施設が建設されても、適切に維持・存続することを目的に、これまでの研究期間20年程度を一時的に廃棄して「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を提案したのではないですか。</p>	
4	9月29日(日)	札幌市	メール	<p>Q1 今回の計画案は長期に渡ることから、研究の続きというよりは新たな計画になるのではありませんか？</p> <p>Q2 当初、20年程度の研究を前提に三者協定が結ばれたのであって、延長そのものが協定違反になるのではありませんか？</p> <p>Q3 新計画に埋め戻しが入っていないのはなぜですか？</p> <p>Q4 本計画(案)は見直し撤回を図り、まず2019年度末までの研究終了の工程やその後の埋め戻しについて明らかにすることが先決と考えます。</p>	
5	9月29日(日)	札幌市	メール	<p>Q1 国民の多くは、放射性廃棄物の地層処分の進め方、という課題をほとんど認識していません。国策として進められてきた電力政策の結果ですが、国民もそれを享受してきたのですから、放射性廃棄物の処理方法についてもっと行政も報道機関も話題にすべきだと思います。</p> <p>Q2 令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の3ページ、「深地層の研究施設計画検討委員会」の評価結果の中で、「今後は、技術の確立が可能な水準に達するまで・・・」、6ページの「地層処分の技術基盤の整備完了が確認できれば、埋め戻し・・・」とありますが、これではこの計画が満足できるまで、エンドレスになりかねないです。きちんと期限を明確にすべきです。</p> <p>Q3 計画(案)の中の「今後の進め方の課題」は、幌延でなくてはできない実験なのでしょうか？</p> <p>Q4 すでに総事業費566億円(2018年度まで、数値は河北新報から引用)をかけた地下350mの地下道は、埋め戻さずに北海道として、産業活動やその他の研究事業として有効活用できないのでしょうか？</p>	
6	9月29日(日)	江別市	メール	<p>北海道は、深地層研究を始めるにあたって、20年程度の期限で受け入れてくださいと地元の説明して回ったとお聞きしています。今回原子力機構から延長案が出ていますが、最初の約束と違うことに対して北海道としてどう考えるのか、見えてきません。黙って認めることは地元の方々の思いを無視することになります。ぜひ説明してください。</p>	道への質問
7	9月29日(日)	札幌市	メール	<p>Q1 新計画案では、研究期間を大幅に延長。研究終了時期が明記されていない。これは道民との約束違反です。</p> <p>Q2 新計画案を認めることは、「限られた期間で研究を終え、解体し埋め戻す」という約束で建設された深地層研究施設を無期限存続を許すことになります。</p> <p>Q3 研究期間20年程度を延長するのは重大な約束違反。このような約束違反を許せば、「幌延に核廃棄物を持ち込まない」「最終処分場にしない」という約束も破られかねません。</p> <p>Q4 本年2月、原子力機構の地層処分研究開発・評価委員会は、3つの重点課題は「おおむね」目標を達成したと結論づけている。速やかに研究を終了し、地下施設を埋め戻すべきです。</p> <p>Q5 深地層研究施設は、豊富温泉を通る大曲り断層に近接しており、坑道でガスや地下水も噴出する不安定な岩盤。研究サイトとして不適です。</p>	
8	9月29日(日)	江別市	メール	<p>原発ゴミを最終的に処分する場を建設するためのものだとすることを、はっきり明示して道民投票するのはいかがでしょうか？</p>	
9	9月30日(月)	札幌市	メール	<p>Q1 道から原子力機構へ次のことを質問してください。2020年11月の道、幌延町、核燃料サイクル開発機構の三者が結んだ協定で、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」の第4条で「丙は、深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする」とあり、研究終了時期は、2021年3月と理解していますが、この理解でよろしいでしょうか？</p> <p>Q2 約束では、当該研究の終了は2021年3月であり、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設の埋め戻しをした後に、新規事業として別途相談されるべきことであり、協定解釈として、研究の延長は成り立たないと考えますが、如何お考えでしょうか？</p>	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
10	10月1日 (火)	新得町	FAX	Q1 20年程度の研究を前提に「三者協定」が結ばれたので、そもそも延長そのものが違反と言えます。研究期間の延長と共に「三者協定」が空洞化され、なし崩し的に幌延が最終処分地にされる危険があります。	
				Q2 今回の計画案は、長期になることから、今までの研究の延長と言うより新たな計画となり安易な延長は許せません。	
				Q3 埋め戻しを前提にするなら、その計画を新たに入れるべきです。	
				Q4 地震が多発する日本列島に安定した地層はなく、10万年間監視が必要な核廃棄物の存在を、のちの世代に知らせることができない「地層処分」は即刻見直すべきです。まずは、「核燃料サイクル」政策を断念し、これ以上「核のごみ」を増やしてはなりません。	
11	10月1日 (火)	釧路市	FAX	Q1 2001年に締結した協定には、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」で「深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする」としており、これまで道民は、研究期間をおよそ20年、研究完了と共に地上研究施設の閉鎖と地下埋戻しをすることが約束されているものと認識していました。新計画案（令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案））では、10年から最大15年ほど研究期間を延長をしたいとしながら、研究事業延長の根拠、研究終了と埋戻しの完了期日、研究終了後の見守り期間についてなど、判断に最も必要な事項が詳細には記載されていません。このように曖昧な期間延長申し入れを提案すれば、道民にはかえって不信を抱かせることになるのに、何故、研究終了期日を守らず、期日の綿密な計画案（工程表）を示さないのでしょうか？埋戻しの完了期限を守らなければ、国が示す深地層処分研究事業や最終処分計画全体への信頼性を損なうことになるではありませんか？	
				Q2 協定書7条に事業内容の変更が三者の話し合いで出来るとされていますが、「その変更内容には研究期間の大幅延長までが含まれている」とする極端な解釈で研究機関の大幅延長を突然一方的に提案する乱暴な作法は、今後も無期限に研究期間延長の必要を主張できるものとして前例を作ることになるのであり、協定違反（あるいは約束の反故）にあたるのではないのでしょうか？	
				Q3 北海道は「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する道民からの意見（パブリックコメント）を募集されましたが、北海道がJAEAが出した新計画案に対し、どのように慎重な判断をし、どのような返答をするのか、道民は注視しています。研究機関延長申し込みに対して集められた道民の意見を、どのように反映させるのですか？また、どの部署課のどのような立場の担当者、または検討委員などが北海道としての回答をまとめるのですか？	道への質問
				Q4 北海道（及び北海道知事）が道民の信頼に応えるには、2001年に締結した三者協定を遵守し、期日期間内に埋戻しを完了させるようもとめることや、新計画案を受け入れない態度を明確に示すことが必要です。加えて「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を信頼性のあるものとして掲げ続けることが道民から望まれていると考えます。この度の新計画案に対する回答と共に、この際、語尾の曖昧な「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」から「受け入れない」ことを明確に文書化し、宣言するべきではないのでしょうか？	道への質問
12	10月1日 (火)	稚内市	郵便	Q1 P-1「幌延深地層研究センターは地層処分に関する研究開発を具体的に進める施設として、また、国民が地下環境を体感する場として、その重要性に変わりはありません」とされていますが、「三者協定」を結んではいとも研究開発と国民が地下環境を体感する場とせずと活用していくお考えなのでしょうか。	
				Q2 P-1「外部専門家による評価等を踏まえて今後の研究計画を検討しました」とありますが、外部専門家のお名前・肩書を教えてください。	
				Q3 P-1『3. 今後の進め方でお示しする課題は、「深地層研究所（仮称）計画」の範囲内において実施するものです』とは具体的にどうのことでしょうか。	
				Q4 P-2～3「(2)研究成果について」①実際の地質環境における人工バリアの適用性確認、②処分概念オプションの実証、③地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証、といずれも施行が可能なデータや試験結果の妥当性の確認、評価手法の確立、堆積岩の地震動が透水性に与える影響範囲を推定・・・等、成果が書かれています。これは20年間の地層処分の調査研究の成果であり、地層処分という方法が果たしてどうなのかを考える視座となるのではないのでしょうか。	
				Q5 P-3「(3)評価結果について」「深地層の研究施設計画検討委員会、地層処分研究開発・評価委員会」の委員の方々のお名前・肩書を教えてください。	
				Q6 P-3「(3)評価結果について」「(評価結果)・・・今後は、技術の確立が可能な水準に達するまで、人工バリア性能確認試験および処分概念オプションの実証に関する試験を継続するとともに」について ①今回の成果により、地層処分の調査研究は、幌延では終了したのではないのでしょうか。 ②技術の確立というのは、際限なく課題を出し続けることになるのではないのでしょうか。	
				Q7 P-3「(3)評価結果について」「本地下研究施設を最先端の地層処分技術を実証するプラットフォーム（共通基盤）として国内外の関係者に広く活用されることを期待します」及び「【実際の地質環境における人工バリアの適用性確認】今後は、人工バリア性能確認試験を継続し、人工バリア内の過渡的な現象を再現する予測モデルの妥当性を検証するとともに、得られた研究成果を余す所無く国内外の論文等に公表し、海外の先行URLと比肩する先進的な試験サイトとして広く世界にアピールすることを期待する」とありますが、幌延での深地層研究所としては、調査研究は終了ではないのでしょうか。	
				Q8 P-4「処分概念オプション」「今後は、プレハブ式人工バリアモジュール(PEM:Prefabricated Engineered Barrier System Module)を用いた搬送定置・回収技術で計画されている試験の内、まだ実施されていない隙間充填材やPEMの回収試験を着実に実施することを期待する。また、・・・知識の蓄積、技術の継承が望まれる」について ①20年かけて実施されなかったのはなぜでしょうか。 ②「着実に実施することを期待する」ことが7～8年の研究期間延長とどうつながるのでしょうか。	
				Q9 P-4【地殻変動に対 堆積岩 緩衝能力の実証】 「今後は、堆積岩他地域や結晶質岩への展開・比較、・・・地層処分事業における処分場の設計・施工や安全評価とリンクした形での指標活用に向けた具体化を期待する」について 地殻変動を免れることは難しいのではないのでしょうか。永久処分場につながるのではないかという不安を覚えます。「地層処分事業における処分場の設計・施工や安全評価とリンクした形で」という文言の「安全評価」にも、どういう評価なのか強く不安を感じます。	
				Q10 P-4①実際の地質環境における人工バリアの適用性確認 「これまでの人工バリア性能確認試験では・・・浸潤時・減熱時のデータが取得されていません」について 20年かかってもデータを取得できなかったのはなぜでしょうか。	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				<p>Q11 P-4~5①実際の地質環境における人工バリアの適用性確認 「これまでの研究結果から、幌延の堆積岩において、微生物や有機物が、放射性物質の岩盤への吸着を妨げ、閉じ込め効果を低下させる可能性が確認されており、今後は、確立した試験手法を用いて掘削影響領域での物質移行に関するデータ取得を実施するとともに、有機物や微生物が放射性物質を取り込んで移動する影響が限定的であることを確認するためのトレーサー試験を実施します」について、地層処分の避けて通れないリスクであり、膨大な税金を投入して幌延で試験し続けることに疑問を感じます。</p> <p>Q12 P-5②処分概念オプションの実証 「これまでの試験では、実際の環境下において、坑道の埋め戻し方法の違い(締固め、ブロック方式等)による埋め戻し材の基本特性(密度や均一性)を把握しましたが、緩衝材の施工方法や坑道閉鎖に関する様々なオプションの検討には至っていません」についてこれまで20年かけて検討に至っていないのはなぜでしょうか。</p> <p>Q13 P-5②処分概念オプションの実証 「今後は、注入する地下水の圧力や・・・人工バリアシステムの安全裕度の検証に向けて、緩衝材が100℃超になった状態を想定した解析手法を開発します」についてこの開発に7~8年を要すると算定したのはどのような試算からでしょうか。</p> <p>Q14 P-5③地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証 「、・・・さらには、地下水が動いていない環境を調査してモデル化する技術を実証するとともに・・・」について ①これまで20年間に「地下水が動いていない環境」での研究はできなかったのでしょうか。 ②今後の「地下水が動いていない環境」は、おおその地域を考えていらっしゃるのでしょうか。まったく新たに調査・限定されるのでしょうか。</p> <p>Q15 P-6「これらの研究課題については、・・・その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示します」について地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できなければ、確認できるまで研究を続けるのでしょうか。</p> <p>Q16 P-6「なお、研究開発を進めるにあたっては、将来的に、当初の計画の研究対象の範囲内において、国内外の関係機関の資金や人材を活用することを検討します」について ①「将来的に」とは今後7~8年ということでしょうか。 ②「国内外の関係機関の資金や人材を活用する」とは、これまでの財政規模、職員数を増やすということでしょうか。</p>	
13	10月1日(火)	札幌市	FAX	<p>Q1 この度の原子力機構からの研究期間延長協議の申し入れについて、どのようなスタンスで臨まれるのでしょうか？</p> <p>Q2 新たな計画案の研究期間大巾延長と研究の終了時期が記されていないことは道民との約束を反古にするものです。道民をないがしろにする最終処分場につながるであろう機構の案を道はきちんと拒否できるのですか？</p> <p>Q3 道民あつての「道」であることを肝に銘じて下さい。申し入れに対し、講じうるあらゆる措置をして下さい。</p>	道への質問 道への質問 道への質問
14	10月1日(火)	札幌市	メール	<p>Q1 令和2年度以降の研究期間を第3期中長期目標期間と第4期中長期目標期間を目途に延長(原子力機構の説明では9年間)とあるが20年間の研究で達成できなかった理由。</p> <p>Q2 9年間の延長で研究が終わることができるとして9年後研究終了となって埋め戻す際に原状復帰は可能か。</p> <p>Q3 幌延の研究により最終処分の安全性が「幌延町」では確保されているという研究結果が出た場合の幌延及び北海道地域が最終処分地候補となる可能性が高くなることはないか？</p>	
15	10月1日(火)	札幌市	メール	<p>新計画案では、研究終了予定だった2021年の前年2020年から第3期及び第4期中長期目標に取り組むとなっており、大幅に延長され、終了時期の明記もありません。これを認めれば「定められた期間で研究を終了し、埋め戻す」という約束を事実上反故にすることになります。このような重大な約束違反を許せば、深地層研究施設の無期限存続を許すことにつながり、「核廃棄物を持ち込まない」「最終処分場にはしない」という約束も破られかねません。絶対に新計画(案)を認めてはならないと思います。多くの道民の危惧と反対に対して、「20年程度で終了して埋め戻す」、「核廃棄物を持ち込まない」、「最終処分場にはしない」という協定を根拠として押し切ったこと、協定の重みをどうお考えですか。</p>	
16	10月2日(水)	札幌市	メール	<p>Q1 幌延町は、幌延深地層研究計画について、放射性物質は持ち込まない、期間は20年程度、研究終了後は施設を解体し埋め戻すとする「三者協定」を北海道、日本原子力開発機構(以下、開発機構)と締結しています。開発機構が幌延町と北海道に対し、研究「延長」の計画案を提出した事は、これは地元住民、道民との約束を反故にするもので断じて認めることはできません。開発機構に対して、強く抗議し、研究「延長」の撤回を求めます。</p> <p>Q2 北海道には、核のごみの持ち込みは「受け入れ難い」と宣言した都道府県で唯一の条例がある。『直ちに、施設を閉鎖し、坑道を埋め戻す』計画の提出しか許されない。北海道経済産業振興局環境・エネルギー室長は、『三者協定』と『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例(平成12年10月24日、条例第120号)』の遵守義務に違反しているため、即刻、辞任すべきである。</p>	道への質問
17	10月2日(水)	札幌市	メール	<p>深地層研究は、核のごみの地層処分計画の一環として行われてきた。なにより、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を根拠法として、「放射性廃棄物を天然バリア・人工バリアの組み合わせにより深さ300m以深の地下に人間環境から隔離して処分するための研究」である。ところが、その前提そのものが大きく揺らいでいる。核のごみの最終処分は使用済み核燃料の再処理(核燃料サイクルなるもの)と結び付けられていたが、核燃料サイクル計画は行き詰まっている。もんじゅの廃炉決定や六ヶ所再処理工場の事実上の破たんなどで、それは明白である。さらに、天然ウラン鉱石レベルまで放射能が低下するのには、10万年レベルかかる核のごみを、人間環境(生物環境)から隔離する安定した地盤は、先の東日本大震災で明らかのように、日本列島のどこにもない。加えて、幌延深地層研究センターは泥質砂岩からなる地盤で、豊富温泉から5km南というおおよそ地下構造物をつくるに適しない場所である。それを「塩分やガス等の濃度が高い地下構造を有していること」を研究の利点とするのは全うな論理ではない。このような地盤を、核のごみを深地層処分するための研究地とか最終処分場としている国は日本以外どこにもない。当該地は、研究地としても最終処分場としても全く不適地であり、研究計画は、延長でなく即時中止すべきである。幌延と並んで深地層研究が行われていた岐阜県瑞浪では、幌延の埋め戻しを行うことが決定した。幌延深地層研究も、20年程度の研究期間が過ぎようとする今、本年末(2020年3月)で研究を終了し、行動の埋め戻しに着手すべきである。以上の諸点について、日本原子力機構と幌延深地層研究センター、北海道と幌延町の見解を伺う。</p>	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
18	10月2日 (水)	札幌市	ハガキ	Q1 道民との約束した研究時期を破るものではないか？	
				Q2 政府に忖度したのではないか？	
				Q3 結局、道民にはウソをついてもよいと結果的になるのではないか？	
19	10月2日 (水)	札幌市	メール	Q1 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」には「平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定することとしました」「これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目標に取り組みます。その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示します」とあり、いつ終わるかの明示も一切ありません。道民はずっと20年程度の研究計画を前提に深地層研究施設を受け入れたと思ってきました。当初計画を前提として3者協定で道と約束したということは道民と約束したということではないでしょうか。新研究計画(案)は、その道民との約束を反故にするものであると思われませんが、いかがでしょうか。	
				Q2 また、この計画案は地層処分の候補地が決まらない限り研究は続けるという意思表示にも思われます。いかがでしょうか。	
20	10月2日 (水)	石狩市	メール	研究期間の延長はやめてください。約束は守るよう言ってください。幌延を最終処分にならないよう埋め戻しについて具体的に進めてください。このままでは北海道は核のゴミ捨て場、他なんでも捨てることのできる場所になりそうです。	
21	10月3日 (木)	札幌市	メール	Q1 幌延の深地層研究センターを作る際には可能な限り想定を行い協議の結果結ばれた協定や、条例が設けられたと思います。道は道民の安全で安心の生活を保障する上で最低限守っていかねばならない責務の一つであり、その利益は道民に対して最大限に向けられるものでなければならぬと考えます。三者協定では研究施設の研究期間や埋め戻し期日こそ明記されなかったものの、その協議段階では研究期間を20年程度ということでも話されていたメモも残され、それでいてなぜ協定書にその文言を削ったのか明確な説明がありません。しかしながらそのメモの存在は3者における共通認識が存在したものである事はうかがい知れるものであり、協定書の記載がないからと言ってその共通認識が否定されるものではないと考えます。道としては、この度の日本原子力研究開発機構による研究機関延長に関して道民との約束、道民の生活、北海道の産業において福島原発事故を踏まえ棄損の可能性の高い原子力事業に関してどのように考え、どのような姿勢でのぞみ、北海道民及び道内企業との信頼関係を将来に向けどう考えているかが問われる場面ではないでしょうか。福島原発事故以降、クリアランスレベルが改定され、それ以前は100ベクレル/Kg以上は厳重に保管管理が義務付けられた放射性廃棄物の基準が80倍の8000ベクレル/Kgになったことはとても大きな問題の一つと考えます。このクリアランスレベル以下なら一般廃棄物と同様に扱えるというのでは、状況が変われば基準も変えられる前例を作ったようなものであり、法令順守から力のあるところには法令忖度により変わってしまった感があります。仮に国がそのように変更されたとしても、それよりも厳しい基準を道として設け、道民の安心安全と信頼を確保するのは道本来の在り方であり責務だと考えますがいかがでしょうか。今後も北海道民の信頼にこたえられる道政であることを強く望むものです。3者協定作成にあたって明記されなかった研究期間、しかし十分共有した認識のあったとされる「研究期間を20年程度」とされるものについてどのように考えているのか？	道への質問
				Q2 3者協定の記載のない部分で何か解釈の変更や何かがあるのでしょうか？	道への質問
				Q3 3者協定に関しての担当官での引継ぎ事項の確認は3者間でその後行われているのか？	道への質問
				Q4 3者協定に関して一方的な変更はできるものなのか？	道への質問
				Q5 3者協定に関しては道民との約束事でもあるのではないのか？	道への質問
22	10月3日 (木)	長沼町	メール	Q1 現在の協定書では「深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする」となっているので、これまで道民は、研究期間をおよそ20年、研究完了と共に地上研究施設の閉鎖と地下埋戻しをすることが約束されているものと認識していました。新計画案では「10年から最大15年ほど研究期間を延長をしたい」としながら、研究事業延長の根拠、研究終了と埋戻しの完了期日、研究終了後の見守り期間についてなど、判断に最も必要な事項が詳細には記載されていません。このように曖昧な期間延長申し入れを提案すれば、道民にはかえって不信を抱かせることになるのに、何故、研究終了期日を守らず、期日の綿密な計画案(工程表)を示さないのでしょうか？	
				Q2 埋戻しの完了期限を守らなければ、国が示す深地層処分研究事業や最終処分計画全体への信頼性を損なうことになるのではありませんか？	
				Q3 現協定書の7条では事業内容の変更が三者の話し合いでできるとされていますが、「その変更内容には研究期間の大幅延長までが含まれている」とする極端な解釈で研究機関の大幅延長を突然一方的に提案する乱暴な作法は、今後も無期限に研究期間延長の必要を主張できるものとして前例を作ることになるのであり、協定違反(あるいは約束の反故)にあたるのではないのでしょうか？	
				Q4 JAEAが出した新計画案に対し、北海道がどのように慎重な判断をし、どのような返答をするのか、道民は注視しています。研究機関延長申し込みに対して集められた道民の意見をどのように反映させるのですか？	道への質問
				Q5 また、どの部署課のどのような立場の担当者、または検討委員などが北海道としての回答をまとめるのですか？	道への質問

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				06 北海道（及び北海道知事）が道民の信頼に応えるには、2001年に締結した三者協定を遵守し、期日期間内に埋戻しを完了させるように求めることや、新計画案を受け入れない態度を明確に示すことが必要です。加えて「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を信頼性のあるものとして掲げ続けることが道民から望まれています。この度の新計画案に対する回答と共に、この際、語尾の曖昧な「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」から「受け入れない」ことを明確に文書化し、宣言するべきではないでしょうか？	道への質問
				07 加えて、「研究終了後の見守り期間」についても、知事は機構側に対し、一体、どの程度の期間を予定しているのかを具体的に訊ねなければなりません。現在、問題にしているのは坑道埋戻しだけのことですが、坑道埋戻しのあと、埋め戻した場所の変化を見続けなければならないのに、その観察期間については計画の外に出していることも不自然です。	
				08 「地層処分」そのものに対する疑念 20年もの長い間、莫大な税金を使って調査と研究を続けながら、ついに当初の予定通りの結果が得られず、さらにいつ終わるかわからない研究？を続けようとする姿勢に疑念を感じ得ません。 地震の多い日本、原発設置も大きな間違いでしたが、その放射性廃棄物を地層に埋めるということもそもそも間違っているのではないのでしょうか？	
				09 10万年先まで管理しなければならないのに、地層深くに埋めてその存在をわからなくして、どうやって先の世代にそれを伝えようというのでしょうか？私たちの世代が残ってしまった莫大な負の遺産は、人類が犯した大きな過ちとして、むしろ見える形で残し、きちんと管理できるようにすべきです。戦争の悲惨さや非倫理性を子孫に伝える重要性和、その意味で同じだと思います。	
23	10月3日（木）	釧路市	メール	「研究終了後の見守り期間」についても、知事は機構側に対し、一体、どの程度の期間を予定しているのかを具体的に訊ねなければなりません。現在、問題にしているのは坑道埋戻しだけのことですが、坑道埋戻しのあと、埋め戻した場所の変化を見続けなければならないのに、その観察期間については計画の外に出していることは不自然です。北海道として、埋戻しの後の見守りをJAEAがどのように考え、計画しているかタイムスケジュールを詳細にお訊ねいただきたい。	
				01 「地層処分研究開発・評価委員会」の評価について 評価に、「処分概念のオプションの実証」とあるのは、新たな研究と考えられますが、ここで言う「オプション」の概念・意味は、何ですか。	
				02 「技術の確立が可能な水準に達するまで、～中略～に関する試験を継続するとともに…」とありますが、技術は日進月歩進化し続けていますから、「この研究は、限りなく続けるべき」と、要求されていると読み取ることができると考えられますが、どうですか。	
				03 海外の先行URLと比肩する先進的な試験サイトとして広く世界にアピールすることを期待する。」とありますが、そもそも、「幌延深地層研究計画を世界にアピールするためのもの」という認識は、研究センターも共有しているのですか。	
				04 「評価委員会」がこのような評価をすることに問題があるのではないのでしょうか。つまり、「世界に誇りたい」という欲望を持った委員が多数を占めていることになりませんが、このことについてどう認識していますか。	
				05 3期4期の研究計画は、「これまでの研究を踏まえて」という理由を根拠に、新たな研究目標を設定しているの、これまでの研究から 違う次元の研究になっていると読み取れます。このようなことが認められるならば、新たな研究をすることによる更なる研究の延長が可能になります。そもそも、研究とは、進めるに従って新たな課題と実証の必要性が生まれるもので、際限がありません。研究を始めるに当たっては、「20年程度」と目標を決めて、その研究期間を前提に研究についての「合意」が成立したのであって、研究の完結を前提に「合意」したのではない。あきらかに協定違反です。	
				06 そもそも「埋め戻し」が前提で研究が始められたにもかかわらず、20年近くになっても、研究後の「埋め戻し計画・日程」が出されていなかったのは、「研究の延長を前提にしていた」と考えられます。今回も、「国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行う」という事を具体的工程として示します。」としていますが、研究の区切りが曖昧で、またしても「埋め戻し計画・日程」を避けています。埋め戻しの計画のないものは認めることは、できません。	
				01 今回の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」（以下、「計画案」）と、幌延町・北海道・核燃料サイクル開発機構（現・日本原子力研究開発機構）間の所謂三者協定に目を通しました。 その上で、今回の計画案には、幾つかの疑問があります。このメールでは、その中で技術面以外のものについて、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）にお訊ねします。 この計画案では、三者協定の前提となっていた当初計画において「20年程度」とされていた研究期間を、報道通り、8～9年も延長するものになっています。（現在「第3期中長期計画（平成27～33年度）」の途上にある状況で、「第4期中長期目標期間」までを視野に入れた計画になっています。）一方で、研究終了の時期については、全く明確な記述がありません。研究終了・埋め戻しについての条件としては、単に「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」という文言があるのみです。では、何を持って「地層処分の技術基盤の整備が完了」できたかと判断するのか、という具体的な条件設定も、なされていません。この研究期間の大幅延長と、研究終了時期の不記載は、北海道民との約束違反であり、このような研究計画を当初の約束の「研究開始後約20年」が迫った今年になって提出してくる機構は、北海道民を軽んじているという印象を受けます。この計画案を認めることは、「限られた期間（三者協定の前提となった当初の計画で約20年）の研究を終えたら埋め戻される」という約束で受け入れた深地層研究施設の、なし崩しの無期限化を許すことに繋がります。その様なことを許せば、道民はどんな約束違反も結局は受け入れるものと見くびられ、「核廃棄物を幌延に持ち込まない」「最終処分場にはしない」という約束も、いつか破られると懸念せざるを得ないのが正常な感覚です。機構は、この「明確な終了期限付きの研究」という約束を、断りなく「明確には期限を設けない研究」に移行させるかのような計画案の記述の不誠実さについて、どの様に認識しているのでしょうか？（または初めから、敢えて大衆に誤解を与えることを意図した表現だったのでしょうか？）	
				02 また機構は、これまで研究終了時期について、周辺地域の住民の方による再三の質問に明瞭に答えず、ただ最近まで自ら、「平成30年度には、研究終了時期と埋め戻し時期について明らかにする」としてきました。道民が最も知りたく思い、地元の方も幾度となく訊ねていた研究終了の具体的な時期と埋め戻しについて、ぎりぎりまで態度を明らかにせず、突然今回の計画案のような形で研究期間の大幅延長を公表するのは、「機構の積極的な情報公開」を定めた三者協定第6条に違反しています。この協定違反について、機構はどの様に認識しているのでしょうか？	
				03 また、そもそも北海道と幌延町が「深地層研究計画」を受け入れた背景としては、現在国の方針となっている「地層処分」に関わる研究を行うことでエネルギー政策に貢献するとともに、幌延町と北海道の経済振興に繋がればという願いがあったのではないかと思います。幌延で研究を進めることが、「そもそも『エネルギー政策への貢献』『地層処分の技術基盤の整備に向けた前進』に本当に繋がっているのか」についての、大きな視点での検討・検証も、今こそ必要に思われます。技術的な疑問については次のメールに譲りますが、例えば地下施設建設時の建設費と建設期間、事故・故障への対応費用などは、当初の予定に対して、どれだけオーバーしているのでしょうか？	
25	10月3日（木）	札幌市	メール		

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
				Q4 同様の時間および予算の超過は、プロジェクトの性質が大きく変わらない限り、今後も繰り返されると考えるべきですが、本計画案における研究には、どれだけの予算とその用途内訳、そして具体的ロードマップが示されているのでしょうか？	
				Q5 またそもそも、当初計画においては、本深地層研究の具体的ロードマップは、どの様に示されていたのでしょうか？	
				Q6 それらについて、機構は現在の状況と詳細に照らし合わせ、検証したのでしょうか？もししているなら、新しい計画案の提示の前に、道民にそれを示していただけではないでしょうか？	
				Q7 そもそも、4つのプレートが接し、火山が多く、活断層が其処此処に存在する日本において、特に、幌延の様な掘れば掘るほど塩分を含んだ地下水が噴出する沿岸地域の地盤において、「地層処分」をめざした研究を続けること自体が方向性の間違った努力であり、時間と費用、人材の無駄遣いである可能性はないでしょうか？	
				Q8 本深地層研究の費用は、元をただせば国民から広く徴収したものではありませんか。だとすれば、この研究の有効性は、北海道民の問題であると同時にこの国全体の問題です。日本の経済格差は拡大しており、多くの国民にとって、無駄な巨大事業を支えるのは大きな負担になっています。「地層処分」とは別の方法で日本の抱える高レベル放射性廃棄物の安全な隔離を行う方向転換を視野に入れ、「深地層研究」は速やかに終了するというのは、一つの選択肢にはならないでしょうか？	
26	10月3日 (木)	稚内市	郵便	Q1 1 これまでの経過 今回の日本原子力研究開発機構(開発機構)の説明や住民説明会での対応を見る限り、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例(道条例)が制定され、幌延町における深地層の研究に関する協定書(三者協定)、幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書(確認書)が結ばれた背景や経過が正しく理解・継承されていない可能性が極めて高いと言わざるを得ない。貯蔵工学センター計画を巡って20年間、住民(北海道を含む)による国、動力炉核燃料開発事業団(動燃)・核燃料サイクル開発機構(核燃機構)とのたたかい、周辺自治体で幌延に理解を示した首長が軒並み反対派候補に敗れる(支持者には推進派が多くても現職が賛成だったので反対を公約して当選した人も)、豊富町では促進決議を主導した二人の町議会議員がリコールされるなど、地域に、住民の中に分断と対立が持ち込まれ続けた。「反」幌延と言われること自体、問題ではないか。こうした経過があったが故に、放射性廃棄物を持ち込まない研究施設として、放射性廃棄物の中間・最終処分場にしないことを表明せざるを得ず、それだけでは、動燃や核燃機構への不信感は払拭されないことから、道条例が制定され、三者協定書・確認書が結ばれたのであり、仮に研究延長をすることも、住民の不信感に十分な配慮がされるべきところ、今回の対応には全く感じられない。この間、開発機構の幹部や幌延町内の団体幹部などから、度々、「埋め戻すのはもったいない」趣旨の発言がされてきたことから、40年前までに立ち戻る危険性が強く感じられる。	
				Q2 2 幌延町で開催された住民説明会のありかた 8月27日の幌延町での住民説明会は1時間(札幌開催では2時間)の予定で開催し、45分間を開発機構側の挨拶や説明で費やし、質問や意見には「時間が無い」、「議論がかみ合っていない」として打ち切る。(議論がかみ合うよう進行するべき司会者の資質・能力にも疑問がある)聞く耳を持たない。アリバイ作りと言われても当然の、このような対応は、かつての動燃・核燃機構の体質と全く同じだと言わざるを得ない。	
				Q3 3 研究を終了する意思があるのか 幌延町での住民説明会で、今回の計画案に賛成の立場で「さらに500メートルまで掘削すべきだ」との発言に対する「今後、検討したい」との回答からは、当初の「20年程度」の期限を順守する考えがあるとは到底思われず、研究終了の意図がないとすれば「地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」考えがないことと同意であり、明らかに三者協定に違反しています。その意味は何かを想像するに、最終処分場ができるまで施設を存続させ、場合によってはいつでも最終処分場に転用できるようにしているとしか思えない。	
				Q4 4 瑞浪超深地層研究所の埋め戻し工事工程案との相違 岐阜県瑞浪市の超深地層研究所は、埋め戻しをした後の地下水の状況を5年間モニタリング調査をしたいと、研究内容も期間も極めて限定的で、その後は敷地を整地するとしている。北海道と岐阜県の知事は自民党系でありながら、こうも対応が違うのは政治力の問題なのか。(同じ自民党系の青森県知事も最終処分場につながりかねない問題では、厳しい対応をとっている)	道への質問
				Q5 5 北海道として毅然とした対応を 研究課題、研究期間にしっかりと制約をかけなければ、再延長、再々延長を唯々諾々と受け入れることにつながり、中間貯蔵施設や最終処分場に転用される可能性を否定できなければ、北海道内に、幌延周辺に、また40年前の混乱と分断、対立を持ち込むこととなります。北海道として、三者協定を担保するために、研究課題や研究期間にしっかりと制約をかけられないのであれば、今回の計画案の協議は拒否すべきです。北海道の請負工事でも業務委託でも、必要最小限度の事由と期間の明示がなければ、工期(業務期間)延長は認めてくれないのではないかと。	道への質問
				Q6 6 最終処分場の候補地の開示 資源エネルギー庁と原子力環境整備機構が2011年に示そうとしていたとされる最終処分地の候補地について、現状は白紙になったものと考えられるので、開示するように国に求めるべきだ。開示されない限り、幌延町および北海道内が最終処分場にされるのではないかと疑心暗鬼は払拭されません。	道への質問
27	10月4日 (金)	北広島市	メール	Q1 令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)への意見募集に際し、意見を送信します。これまで、研究の終了時期と埋め戻す時期を明確に平成30年度に公表していただけたとのことでしたが、突然の、新たな計画案の公表、研究の終了時期の明記がない研究期間の延長の計画となったこと、道民の生活を第一に考える行政機関の動きに大変残念な思いです。道民との約束違反ではありませんか。	道への質問
				Q2 北海道の農業は、現在収穫・出荷の繁忙期です。気象状況とにらみ合いながら収穫作業や畑じまいに追われています。この意見募集が行われていることの情報キャッチしていない道民も多くいることと思います。研究施設は幌延町にありますが、北海道民の将来の生活にかかわる重大な事案であり道民一人ひとりに説明する姿勢をもって、情報の公開・説明に時間を費やすべきと考えますが、どのように取り組まれるのでしょうか。	道への質問
				Q3 この計画が執行される、未来を生きる子どもたち世代に対してはどのように説明をして、意見を聞くべきであり、そういう視点で道政運営をすすめていただきたいと考えます。どのように考えていますでしょうか。どうぞ質問意見を踏まえた対応がすすめますよう、よろしく願っています。	道への質問
				Q1 20年程度の研究ということで、三者協定が結ばれています。これは道民との約束です。多くの道民は、当初から「一度研究が始まれば、終わりがなく最終処分地にされてしまう」と大変不安に思っています。この度の研究「延長」案は20年程度とする三者協定の約束を大きく逸脱していると思いますが、どのようにお考えですか？	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
28	10月4日（金）	札幌市	メール	Q2 幌延深地層研究は、多くの道民が反対する中、国がポウリング調査を強行し、非常に問題のある中ではじまった研究です。道民からの信頼を取り戻すうえでも当初の予定通り20年で研究に区切りを付けて一度埋め戻すべきと思いますが、どのようにお考えですか？	
				Q3 「北海道に核を持ち込まない」という姿勢を今まで以上に鮮明にするために「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に記されている「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「特定放射性廃棄物の持込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正することが道民の不安を払拭することになるとと思いますが、条例改正についてどのようにお考えですか？	道への質問
				Q4 幌延深地層研究は、そもそも地層処分が安全かどうか、分かっていない状況でおこなっている研究です。放射性廃棄物の処分については、地層処分以外の研究も必要ですが、原子力機構では他にどのような研究をしていますか？	
29	10月4日（金）	札幌市	メール	Q1 今回の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」（以下、「計画案」）と、9月10日の「確認会議」で配布された、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）（説明資料）」（以下、「説明資料」）に目を通しました。計画案については、様々な疑問があります。このメールでは、技術的なことに関する素朴な疑問も含め、先のメールで書き切れなかったことを、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）にお訊ねします。説明資料12ページの模擬オーバーバックの腐食生成物を見ると、幌延の様な塩分を含んだ地下水が噴き出る地域で行った研究が、実際の処分に応用できるのかに疑問を感じます。キャニスターは塩分を含む地下水中でもつのでしょうか？	
				Q2 人工バリアのベントナイトの膨潤は、塩分を含む地下水のもとではうまく起こらないのではないのでしょうか？	
				Q3 また、ヨウ素129は水に溶けやすく土に吸着しないため、そもそも「人口バリア」など存在しないではありませんか？	
				Q4 説明資料3ページ目における「幌延深地層計画の全体スケジュール」を見ると、本深地層研究において、実に10年以上が「掘削」に費やされています。この掘削期間と、それにかける費用は、当初の計画ではどの様になっていたのでしょうか？それらは、実際の状況と比較して、どうだったのでしょうか？	
				Q5 計画案においては、研究終了時期について明確な記述が無く、研究終了・埋め戻しについての条件としては、単に「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」という文言があるのみです。では、何を持って「地層処分の技術基盤の整備が完了」できたか判断するのか、という具体的な目標設定もなされていません。更に、「いつかは『地層処分の技術基盤の整備が完了』できるということ」が前提となっており、将来、どうにも現実には乗り越えることのできない技術的・経済的・人材的な壁に突き当たって、実質的に計画から撤退せざるを得ない場合を想定した、判断基準も示されていません。その事がそもそも間違っていないのでしょうか？	
				Q6 計画案に示されている、これまでの研究過程とその成果を見ると、「人工バリアを施工できることを確認した」とありますが、人工バリアは施工できるのは当たり前で、1000年保持できなければ意味がありません。ですが、これは示されている8~9年の期間では確認できず、どこまで観察すれば確認できたことになるのかも明確ではありません。「物質の移動現象を適切に評価することが可能な手法を確立した」など、他にも細かい項目についての「研究成果」が示されていますが、それらは単に「地下環境でしか取れないある物理的特性のデータを取った」ということかと思いますが、それは科学のある分野における確かな調査成果ではあると思います。ですが果たして「地層処分の技術基盤の整備の完了」のための前進といえるのでしょうか？	
				Q7 たまたまあるモデルに従う挙動が確認できる範囲のパラメータ領域においてデータを取れたということが、また、そうした調査を今後何年か続けることが、現在の科学では地殻変動について明確な予想ができない10万年という長い期間の安全を担保するために十分な調査になりうるのでしょうか？	
				Q8 「堆積岩の緩衝能力を定量化するため、堆積岩での地震動が透水性に与える影響範囲を推定した」などがありますが、全てのデータは、地層処分の措置が取られた場合に起こることを、「推定する」ことにしかならず、どこまで行っても10万年の間に起こるかもしれない想定外の事態には対応できないのではないのでしょうか？	
				Q9 そうしたデータを取り、得られたデータの範囲の事象に当座対応できる施工法で、研究が行われている間施設を維持したとして、どこまでの「成果」が上げれば「地層処分の技術基盤の整備の完了」に至ったと判断するのか、明確な基準が示されていないことは、この計画案は、幌延での「深地層研究」が、どこまでも何年でも更なるデータを求めて継続されることを暗に前提としているように読み取れます。一方で、計画案では、「必須の課題」については成果が得られたとして、この研究にある区切りがついていることを示しています。幌延深地層研究施設が作られたとき、「研究は限られた期間（当初の約束では約20年）で終了して施設は埋め戻される」という道民との約束があったことを考慮すれば、この研究施設での研究はこれで終了として、地下施設を埋め戻すべき時ではないのでしょうか？	
				Q10 一方で、深地層処分を念頭に置いた研究において、「埋め戻し」ほど大切なことはないと考えます。地下に穴を掘って廃棄物を埋設した後、その廃棄物に対して本当に「地下の閉じ込め機能」なるものがはたらくためには、穴を掘ったことによる影響が、完全に取り除かれなければなりません。そんなことが本当にできるのか、掘った坑道を埋め戻した後、埋め戻しの境界が「エレベータ」になって地下の物質が滲出したり、環境と地元の基幹産業である酪農への悪影響は起こらないのか、ということは大変重要な問題です。それを調べるため、まず、放射性物質を持ち込んでいない幌延で、モニタ用のケーブルも何も敷設せず、単に「確かに埋め戻す」ことをめざして、現在考えられる範囲で最良の埋め戻し方で施設を埋め戻し、少なくとも100年、何の不都合も起こらないか、跡地で酪農を行いながら様子を見てはいかがでしょうか？それで何の影響も出なかった時に初めて、この日本において「地層処分」を行う可能性について考えられるのではないかと思います。再回収可能性について調べ、将来の処分法の再検討や選択を可能にするという前に、今、処分法を検討すべきかと思います。実際に坑道を埋め戻してみても、その土地を地域の基幹産業に委ねる試みは、そのための知見を得るためにも必要かと思います。	
				Q11 そもそも北海道と幌延町が「深地層研究計画」を受け入れた背景としては、現在国の方針となっている「地層処分」に関わる研究を行うことでエネルギー政策に貢献するとともに、幌延町と北海道の経済振興に繋がればという願いがあったのではないかと思います。この点について、今こそ一度検証をしていただきたいです。この幌延深地層研究センターが作られ、今日まで研究が行われる過程で、このプロジェクトは地元経済の発展にどれだけ寄与したのでしょうか？地元の建設業者の倒産、地場産業への風評被害などは無かったのでしょうか？	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考	
30	10月4日 (金)	札幌市	メール	Q1	この度の幌延深地層研究期間「延長」は、これまで「三者協定」で「研究期間は20年程度」としてきた道民との約束を反故にするものであり、到底認めることはできません。今回の「延長」を認めることになれば、将来、幌延、北海道が「核のゴミ」の最終処分場となる可能性に道を開くことになる、強い危機感を感じていますが、北海道はどのように認識しているのか。	道への質問
				Q2	原子力研究開発機構によるこの度の大幅な期間「延長」の申し入れは、最終年度の明示もなく、さらにずるずると「延長」が続き、いずれは幌延が最終処分場につながるのではないかと懸念される。今回の提案は、今後さらに研究を継続することも有り得ることを視野に入れてのことではないかと懸念するが、機構においてはどのように認識しているのか。	
				Q3	また、こうした終わりのない研究「期間」延長の申し入れは、自治体や道民を軽視したものに他ならないと考えるが、北海道はどのように捉えているのか。	道への質問
				Q4	原子力研究開発機構から示された令和2年度以降の研究計画(案)には、埋め戻しをどのように行うかという工程が示されていない。示すべきと考える。どのように埋め戻すのかについて、なぜ明記されていないのか。いつ、明示するのか。	
				Q5	また、こうした埋め戻しについて明記されていない研究計画(案)を北海道は受け入れるべきではないと考えるがどうか。	道への質問
				Q6	原子力研究開発機構の資料について、年号だけでは長年の流れがわかりづらいため、北海道と同様に年号と西暦の併記を求めます。	
31	10月4日 (金)	札幌市	ハガキ	研究期間を大幅に延長し研究終了時期の明記もなく、これは道民との約束違反である。限られた期間で研究を終え、解体し埋め戻すということに基づく建設施設を約束を守っていただきたい。約束違反を許せば、幌延に核廃棄物を持ち込まない最終処分場にはしないという約束もいつか破られかねない。		
32	10月4日 (金)	札幌市	FAX	「幌延深地層新計画」に対して、 ・締結していた三者協定をしっかりと守るべきではありませんか。守っていただきたいです。 ・北海道を核のゴミ捨て場にしていいと思いませんか。絶対にしないでください。 ・この機会にきちんと対応しないで、もしものことになっていったら・・・100%安心安全はあり得ません。誰も責任を負えません。北の大地の恵みはどうなるのでしょうか。美しい自然は保てるのでしょうか。住む人々の健康は大丈夫でしょうか。北海道を守って下さい。	道への質問	
33	10月4日 (金)	不明	FAX	幌延になし崩的に処分場にしないで下さい。 三者協定から20年いつまで延長？ 「核のごみ」は「ごみ」ではなく、管理しなければならない危険物です。安全に管理して下さい。		
34	10月4日 (金)	札幌市	FAX	Q1	2021年度末までに埋め戻しの目標としていましたが、なぜ、2028年度まで延長するのか。研究の進み具合等、具体的に説明をお願いします。	
				Q2	研究期間の延長とともに「三者協定」は空洞化され、幌延が最終処分地にされる危険性があります。道民として容認できません。北海道におかれましては、「三者協定」ならびに確認書の規定の遵守を切望いたします。	道への質問
35	10月4日 (金)	札幌市	FAX	Q1	第3期中長期計画期間中に研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定するとされていました。新しい計画案では、計画の延長のみで処分政策の全体や今後の見通しがありません。埋戻しについてもしっかりととした、計画案の提示が必要ではないでしょうか？	
				Q2	幌延町長は国民的な議論が必要だと話されたと思います。道民がもっと議論するためには、処分の全体像までもしっかりと提示することが必要ではないのでしょうか？	
36	10月4日 (金)	札幌市	メール	研究という名目でズルズルと幌延を使い続けることに反対します。このままなし崩的に北海道に核のゴミを持ち込もうとしているように見えます。		
37	10月4日 (金)	札幌市	メール	幌延の深地層研究施設については地元住民との期間20年程度という約束に基づく三者協定書で研究のみで核物質を持ち込まないこと、研究終了後の速やかな閉鎖と埋め戻しが約束されていて、協定書本体に年限の記載はないとは言え、20年を大きく超えることのない範囲で実行されるものというのが道民の共通理解とされてきていて、NUMO側からもその理解が間違いであるという明確な反論も為されてきていない。今回、突如大幅な期間延長案が打ち出されたので事情を確認するため8/29の札幌説明会に参加したが、説明によれば何らかの突発問題が生じたわけでもなく、計画通り研究を進めたがまだ必要な研究があり、期間を延長したいとの説明であった。説明によれば彼らの主張する延長研究の必要性はずっと以前から明らかに認識されていたと考えざるを得ず、そうであれば地元住民との信頼関係の必要性を考えれば常識的対応として早期から延長の必要性の説明と協議があつてしるべきであろう。それが、20年の目安の期間のぎりぎりになるまで何の説明もなく、突如延長案を打ち出してくるという対応は非常識であり、住民、道民を無視して形式的手続きのみで大幅な期間延長を強行できると考えていると思わざるを得ず、とても容認できる提案ではない。8/29の説明会ではわずか数名の質疑を受ける時間しか用意されず、その他の質問には後日文書で回答するという事だったので、この趣旨の質問を提出して回答を待っているが、一ヶ月以上過ぎた現在まで何も連絡もない。このような道民軽視、説明責任放棄の態度を見る限り、協定書の核物質持込の否定、処分場転用の否定の約束も本当に守る気があるのか大きな疑問を感じざるを得ない。このような信頼関係を破壊する一方的な延長提案は、内容以前の問題として行政はそのまま受け入れてはならず、今後の幌延施設のありようは協定書の趣旨を踏まえて広く住民参加で一から協議をし直すべき。道はNUMOのこのような住民軽視、信頼関係破壊をどのように認識しているのか。	道への質問	
38	10月4日 (金)	北広島市	メール	そもそも北海道民にとって全く必要のない原発を設置したのが間違いです。原発が必要と言っている人が核のゴミの最終責任を持つべきです。責任を持っていないなら原発を即時廃止すべきです。東電福島原発の責任は東京を中心に処分すべきです。NUMOの近藤理事長や資源エネルギーの責任者は原発の利益を受けたものが核のゴミの責任を負うのが当然とされています。福島原発を考えれば、東京都民が福島原発電気の多くの利益を享受していたのだから、東京都民が責任を負うべきです。そのことから言えるのは東京都市の深地で核のゴミが埋められるような研究をやるべきでしょう。北海道での研究に合理性はありません。幌延での研究を直ちに止め、東京に移転するのが筋です。大きな利益を享受している東京都民のために、東京での安全な研究の成功を祈ります。		

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
39	10月4日 (金)	豊富町	FAX	8月2日原子力研究開発機構(幌延研究センター)が幌延町と北海道に令和2年以降の幌延深地層研究計画(案)が示されました。2000年に深地層研究計画がスタートするにあたっての工学貯蔵センター計画の白紙撤回と研究にあたっての三者協定の制定と遵守、北海道の受入難い条例の制定、地域住民及び道民の信頼のもと、実施されたものと認識している。研究期間おむね20年。解体埋めもどしを主体とする条件設定は原子力機構(略称)から示した条件であり、これらの条件は常について回る事柄であり、放射性廃棄物を持ち込まないとする条件とあわせて約束事項の主体をなすもので、これらの遵守はされなければ一体何を信用すれば良いのか、道民・地域住民不信不安を増幅増大させるだけです。地質不安定なこの地域でいたずらに期間延長することは研究の安全確保の観点からもやめるべきです。大丈夫であれば研究の一部を北大構内でもやるべきです。	
40	10月4日 (金)	札幌市	FAX	幌延の深地層研究計画は、研究期間の20年をもって終了することになっています。埋め戻しのための具体的な工程表をはやく作成して、地元住民と、私達道民を安心させてください。研究期間を延長することなど、けっしてないよう、お願いします。	
41	10月4日 (金)	石狩市	FAX	Q1 新しい計画案で研究期間の大幅延長と、研究終了時期が記載されておりません。公の機関することでこれはありえないと思います。北海道民との約束はどうなっているのでしょうか。	
				Q2 当初は20年の研究を終えたら埋め戻す、との約束でしたが、なし崩しの無期限化になるのではないのでしょうか。	
				Q3 「最終処分場にしない」との約束でしたが、今回の件でこの約束も破られ、いらぬ物は東京から遠く離れた所におしやられるのではないかと不安を持ちますが、余計な心配でしょうか。	
42	10月4日 (金)	札幌市	FAX	8月2日に日本原子力開発機構から研究期間を大幅に延長する計画を提出したのですが、本来は来年で終了ということでしたので、何故そうなったのか理由を教えてくださいたいと思います。先日ラジオを聞いていたら福島の汚染水のことに取り上げられていて、たまっている水を海へ放出するかどうか度々専門家をまじえて会議を重ねているとの事でしたが、トリチウムが除去できなと言っていました。地下水に入ってしまう危険より海へ放出？どちらも決めがたいとの話で、大変複雑な思いでした。やはり核は平和利用はできないと確信しました。幌延は私も過去に「ほろのべ核のゴミを考える全国交流会」に2回ほど参加し、町の方や大学の先生の講義をお聞きしていますが、なかなか難しい地層のようです。北海道が核のゴミ捨て場となるのは土地が汚染されるのではと非常に心配になりました。今全国原発で処理しきれない核廃棄物運ぶだけでも危険とされているものを、幌延に持ってきてはいけなと思います。酪農家の皆さん、海に携わる方々にとっても生活がおびやかされてしまうかもしれないことにYESとは言えないと思います。私は地層処分については住民ではありませんが、反対と言わざるを得ません。何が起るのか分からない(特に天災です)今北海道に核は持ち込んで欲しくないと思います。研究延長は白紙撤回の立場でお願いします。	
43	10月4日 (金)	北広島市	メール	Q1 私は今回の新計画案についてこのような疑問を持っています。新たに示された期間は2028年度までと長すぎる。日本原子力研究開発機構は、最近まで『平成30年度には、研究終了時期と埋め戻し時期について明らかにする』としてきました。突然研究期間の大幅延長を公表するのは、『機構の積極的な情報公開』を定めた三者協定第6条に違反しているのではないのでしょうか。	
				Q2 1のような計画案を許すと、今後は道民の意向に関係なく簡単な申し出だけで、何度でも期間を延長することができるようになるのではないのでしょうか。	
				Q3 すでにケーブル火災等、老朽化によるのではと思われる事故が起きている。これ以上計画を延長した際には、もっと重大な事故も心配です。	
				Q4 北海道は、協定15条により、協定違反をした機構に対して『研究停止などの必要な措置』を講じることや、機構の協定違反事項について、道民に公表しなくてはならないのではないのでしょうか。以上、いち道民としての疑問を送らせていただきます。	道への質問
44	10月4日 (金)	不明	メール	幌延の高レベル放射性廃棄物の処分研究は、当初の計画で20年程度となっていたにもかかわらず、期限も明記せずにズルズルと引き伸ばすことになっています。もともと、「核のゴミを受け入れ難い」という北海道条例がある中で、このような研究を進めること自体が間違っており、北海道民の安心安全に全く配慮していないと言わざるを得ません。どのような危険性があるのか、予測もできず正確な判断が全くできない中で、補助金を垂れ流すような研究施設の継続はやめるべきです。このようなことに時間とお金をかけるぐらいなら、今も放射性廃棄物を増やし続けている原発の稼働をやめ、処分技術の研究に力を注ぐべきです。また、処分技術が確立するまでは、核ゴミをいまある場所から移動させるべきではありません。危険性を「見えない化」しても解決にはなりません。むしろ解決をより困難にするだけです。技術の不確実性が議論されながらも、最終処分地選定に関しては自治体首長の裁量で判断、回答されるのは北海道民にとって大変、不安です。少なくとも、高橋はるみ前知事は、東日本大震災の直後に国が呼びかけた「燃焼可能な災害瓦礫(指定廃棄物)の受け入れ(痛み分け)」についてさえも、(2011年6月)「北海道条例がありますから」と、やんわり受け入れを拒否した実績があります。※燃焼可能な災害瓦礫は総量が想定より少なかったため、受け入れる意志を表明した苫小牧市にも運び込まれませんでしたし、北海道条例によって指定廃棄物でさえ北海道への受け入れを拒否したのですから、北海道外で作られた核のゴミを北海道に受け入れることは、あり得ません。	道への質問
45	10月4日 (金)	不明	メール	幌延の高レベル放射性廃棄物の処分研究には、ずっと反対しています。東京から離れていけばいいのですか？どうして幌延なのでしょう？福島と同じじゃないですか？安全ではないものを、見切り発車で北海道に捨てるのはやめてください。日本中のみなさんの食べ物汚染されたら、食べるものがなくなることを考えてください。これを決めることで、誰がたくさんお金がもらえるのか知りませんが、もっと考えてください。汚染されたものは動かさず、人間が動くべきです。ぜひよろしくお願いします。	
46	10月4日 (金)	不明	メール	幌延の高レベル放射性廃棄物の処分研究の延長を認めるべきではない。海水が出てきた時点で、もう無理であることは明白で、これ以上無駄にお金をかけるべきではない。核ゴミは、結局どの地域であっても、受け入れるわけにはいかない危険な物質であることは、これ以上議論を待たないことだ。処分場を探すことはもう無理だと、わかったからには、方針転換するしかない。今行うべきは、現在原発のある敷地内で、どのように安全に核ゴミを100年単位で保管するかという研究だ。すべての原発を廃炉にして、その場で保管する研究こそが、最も現実的であり、安上がりだということに、気づくべきだ。	

件数	日付	住所	送付	質問・疑問等	備考
47	10月4日(金)	石狩市	FAX	Q1 計画案に研究期間の大幅延長及び研究終了時期が書かれていないのは、道民との約束違反であり、道民を軽んじているのではないかと。	
				Q2 「三者協定で(当初の計画で約20年)の研究を終えたら埋め戻される」という約束で受け入れた研究施設が、なし崩し的に無期限化するのではないかと。	
				Q3 道民を軽んじ、なし崩し的に最終処分場になりかねない。今回の機構の案を北海道は認めるのか。 ※次世代に少しでも安全な北海道を残す為、食料基地としての北海道が日本中に、世界に安全な食料を供給し続ける為に放射性廃棄物の持ち込みに反対する立場で疑問な事を記しました。	道への質問
48	10月4日(金)	札幌市	メール	Q1 「2020年以降の幌延深地層研究計画(案)の内容について、道民の質問や疑問を募集する」とのことだが、まず、道の立場について質したい。三者協定に於ける道の立場を明確にされたい。幌延町および原子力機構それぞれに対する道のスタンスがよく分からない。	道への質問
				Q2 道も協定の当事者でありながら、協定書に肝心な研究終了年月を明記しなかったのは何故か。理由を説明されたい。	道への質問
				Q3 研究の進捗状況の確認と評価は、原子力機構内で行われるべきことであり、道がやるべきことではない。三者協定が結ばれた時に示された当初計画は、既に終了しているのだから、道は原子力機構に対し埋め戻しを命ずべきではないかと。	道への質問
				Q4 そもそも研究に終わりはない。1つの研究で成果が出れば、そこから新たな課題が見つかり、また次の研究が始まる。学術研究とはそういうものだ。よって、当初計画が終了した時点で、幌延での研究は終了と認識すべきではないかと。	
				Q5 P1の1.について「国民が地下環境を体感する場として」幌延深地層研究センターは重要だ、と述べられているが、これは本末転倒ではないか。2019年度末までに「研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定することとしました。」とあるが、そのような大切な要素が抜け落ちた計画(案)は、検討するに値しない。なぜ、それらを計画案に載せないのか。	
				Q6 P2「実際の地質環境における人工バリアの適用性を確認」したとのことだが、これはあくまでも幌延の掘削地点での地質環境である。幌延とは異なる地質環境下では適用できないのではないかと。研究成果はすべて、「幌延」という一地域で行った実験により得られたものに過ぎず、この特殊性を一般化することには論理の飛躍があると考えないのか。	
				Q7 P3 評価結果には「今後は、技術の確立が可能な水準に達するまで～試験を継続する～ことを期待します。」とある。この評価が意味するところは何か。現在の研究到達点が、技術の確立が可能な水準にも達していないこと。それ故、技術の確立は実現できるかどうか分からない、というのが偽らざる事実ではないのか。	
				Q8 P4「微生物や有機物が、～閉じ込め効果を低下させる可能性が確認されており、～」とある。このように想定外のことが起きるのが自然界だ。原子力機構は、廃棄物を模した物体で研究しているに過ぎない。その研究が本当に、高レベル放射性廃棄物に適用できると考えているのか。本物と偽物は全く別の物という認識はないのか。	
49	10月4日(金)	札幌市	メール	研究延長について述べていますが、本質が欠落しているため意見以前に質問です。使用済核燃料をはじめとする核ゴミを貴センターは引き受けるつもりですか？または否ですか？政府の判断に委ねるなどという無責任な答弁でなく、本音をお答えください。もし、否ならば、国内の使用済核燃料をどのように処分するべきと考えますか？いつまでも回答引き延ばしという訳には行きません。必ず回答ください。それを踏まえて意見を述べます。	
50	10月4日(金)	不明	メール	ご周知のように「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」(条例公布平成12年10月24日)と道・幌延町・核燃料サイクル開発機構の三者が調印した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」(平成12年11月)がある。にもかかわらず、本年2019年8月8日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下JAEA)は突然「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を提出し、処分概念オプションの実証と地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力に関する研究をするため、2020年(令和2年)以降も第3期及び第4期中長期目標期間を中途に取り組みとしていく。しかし、この計画案には具体的な期日は一切記載されていない。さらに、JAEAは国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行う、と記している。換言すれば、整備の完了ができなければ、埋め戻しを行わないということである。これでは、かつて「もんじゅ」が見込みもないのに何度も繰り返し、引き延ばしをしたのと同じことである。明確な研究計画のロードマップを示すことなく、なし崩し的にズルズルと「研究」をつづけられるような内容になっている。そもそも、高レベル放射性廃棄物の行き場については地層処分が最適という結論はまだ出ていない。深地層といえども、坑道の深さはわずか300?400mしかない。地球の半径6371kmであるから、人間の皮膚に譬えればうすい表皮にすぎない。一方、地球は言うまでもなく生きており、昭和新山が示すとおり、地殻変動の勢いは人智を越えるものがある。10万年前、日本列島は未だ今日の形になっていなかった。幌延町をふくむ北海道北部は湿原地に接し、私が見学した時も、坑道は水浸しだった。ドイツのゴアレーベン地の地層処分が失敗に終わったことはよく知られている。また米国では、ユッカマウンテン(ネヴァタ州)の地層に処分する予定だったが、オバマ政権下で選択地が不適切となり予算は打ち切られた。幌延町と北海道は短期の収入のために、北海道の豊かな大地とそこに暮らす人びとと生業を引き換えにしてはならない。遠大なる未来の世代の無限の負の遺産を残してはならない。利尻・礼文島の美しさをはじめ、海岸線にそって広がる湿原と牧草地は体験型観光、酪農、農業、自然エネルギー源となる恵まれた土地である。これら大地と自然の景観はお金では手に入れることのできない潜在力に溢れた宝である。知事、北海道議会そして幌延町は、将来を見据え、何が真にこの地域と北海道のためになるかを冷静に熟慮し、JAEAの新研究計画案を受け入れてはならない。毅然として拒否すべきである。	道への質問
51	10月4日(金)	江別市	メール	原子力機構は、なぜこれまで期限を出していたのに出せなくなったのでしょうか。税金も使われる事業だと思えます。期限がないということは、支出にも上限がありません。技術確立まで際限なくお金を使われるのでは、一市民として納得がいきません。原子力関連の事業には、とにかく無駄が多いようです。税金を投入して、途中でできなくなったものがたくさんあります。社会保障も削られるなか、なぜこれほど無駄遣いされるのでしょうか。	
52	10月4日(金)	江別市	メール	「原子力機構への質問」となっていますが、原子力機構は延長案が受け入れられるかどうかは町と道が決めることと断言しています。どうか、北海道の大切な土地を、住民を守ることを考えてください。これから先のことを、長い目で考えてください。ドイツのように、倫理的視点も大事です。	道への質問